

高松青年会議所シニアクラブ会則

第1条（名称） 本会は、高松青年会議所シニアクラブと称する。

第2条（事務所） 本会の事務所は、公益社団法人高松青年会議所の事務所内に置く。

第3条（目的） 本会は、公益社団法人高松青年会議所の卒業生（以下「卒業生」という。）のうち会員資格を有する者をもって組織し、会員相互の親睦を図るとともに、公益社団法人高松青年会議所の活動を支援することを目的とする。

第4条（事業） 本会は、目的の範囲内において、公益社団法人高松青年会議所の会員拡大事業、総会又は役員会で決定した事業及び公益社団法人高松青年会議所から委託された事業を行う。

第5条（会員）

1 本会の会員は、正会員と永久会員とする。

2 正会員は、卒業生が入会金として10,000円を支払うことにより、その資格を取得する。

3 永久会員は、1月1日までに満75歳になった正会員が、その後最初に迎える2月末日までに、永久会費として10,000円を支払うことにより、その資格を取得する。

3 会員は、本会の事業に参加することができる。

第6条（会費）

1 正会員の年会費は、5,000円とする。

2 正会員は、年会費を毎年2月末日までに支払わなければならない。

3 永久会員は、年会費の支払いを要しない。

第7条（資格停止）

1 正会員が、年会費の支払いを2か月滞納し、支払いの催告を受けた後1か月以内に支払わないときは、正会員の資格を停止される。

2 正会員は、資格を停止された場合にあっても、入会金及び既払いの年会費の返還を求めることができない。

第8条（会議）

1 本会の会議として、会員をもって組織する総会、役員をもって組織する役員会及び本会の歴代会長をもって組織する歴代会長会議及び役員会の定める委員をもって組織する会員拡大委員会を置く。

2 総会は、予算及び決算の承認、役員を選任及び解任、会員の入会及び退会の承認並びに会則の制定及び変更に関する議案を審議する。通常総会は、毎年1回開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。

3 役員会は、総会に提出する議案及び総会から委任された事項、会員拡大委員会の委員の選任、その他本会の行う事業等の重要事項の決定に関する議案を審議する。

4 歴代会長会議は、必要に応じ会長が招集する。歴代会長は、会長に歴代会長会議の

開催を求めることができる。

- 5 会員拡大委員会は、公益社団法人高松青年会議所の会員拡大事業を行う。
- 6 会議の定足数は2分の1とする。会議の出席者には委任状を提出した者を含むものとする。
- 7 役員会は、感染症の拡大その他の事由により総会を開催することが困難な場合、会員の書面等による投票の方法により総会の議案を決議する旨決定することができる。その決定により決議された議案は、直後に開催される総会において承認を受けなければならない。

第9条（役員）

- 1 本会の役員として、会長1名、副会長若干名、幹事等若干名及び監事2名を置く。
- 2 会長は、前年度の役員会が推薦し、総会で選任する。
- 3 会長は、総会、役員会及び歴代会長会議を招集し、本会を総理する。
- 4 副会長、幹事等及び監事は、会長が指名し、総会で選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を執ることができないとき、あらかじめ会長が定める順序で会長の職務を代行する。
- 6 幹事等は、本会の事業の執行を補佐し、監事は、会計及び事業の監査を行う。
- 7 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条（運営）

- 1 本会の運営のために、基金規定及び慶弔規定を定める。
- 2 本会の運営に必要な経費は、年会費、寄付金及び基金からの繰入金とする。
- 3 会長は、会員の中から事務担当者若干名を選任する。
- 4 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

改正 この会則は、平成23年1月1日から施行する。

改正 この会則は、令和2年1月1日から施行する。

改正 この会則は、令和3年1月1日から施行する

高松青年会議所シニアクラブ 基金規定

第1条（目的） 高松青年会議所シニアクラブ（以下「本会」という。）は、本会の運営の財政的基礎の確立を図るとともに、公益社団法人高松青年会議所を支援するために、基金（以下「本基金」という。）を設ける。

第2条（財源） 本基金は、以下の財源をもって構成する。

- （1） 本会の入会金
- （2） 永久会費
- （3） 寄付金

第3条（運営） （1） 本基金は、本会の会長が本会計とは別に統括管理する。

（2） 本基金は、常に安全を考慮して運営するものとし、投機的な運用をしてはならない。

（3） 会長は、総会の承認を得て、本基金の一部を本会計に繰り入れることができる。

（4） 会長が前項の総会の承認を得る場合には、事前に歴代会長会議の承認を得なければ ならない。

第4条（総会の特別承認）

（1） 前条第3項で定める総会の承認には、総会の出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

（2） 本規定の改定については、総会の出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

改正 本規定は、平成23年1月1日から施行する。

改正 本規定は、令和2年1月1日から施行する。

高松青年会議所シニアクラブ 慶弔規定

第1条 高松青年会議所シニアクラブ会員の慶弔に関しては次の基準により行う。

（1） 会員死亡 10,000 円及び花輪

（2） 会員の配偶者の死亡 5,000 円及び花輪

（3） 会員の一親等が死亡した場合は、会員に連絡のみ行う。

（4） 以上のほか会員が褒章等を受ける等、必要と認められた場合、会長決済によりこれを実施する。

第2条 本規定は、令和2年10月4日より施行する。